

由布市公告第6号

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定について、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

由布市長 相馬 尊重

1. 業務の目的

平成28年度に策定した第1次由布市環境基本計画（以下「第1次計画」という。）の計画期間が満了となることから、本業務では、第1次計画の進捗状況を把握するとともに現状分析や課題を整理し、新たな環境保全に資する目標や気候変動影響への適応策を検討し、次期計画として第2次由布市環境基本計画（計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間）を策定することを目的とする。

また、第1次計画の環境プロジェクト7「限りある資源やエネルギーをもったいない精神で、かしこく使おう」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を兼ねており、同じく計画期間が満了することから、本業務において同時に第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画としても位置づける。

2. 業務の概要

（1）業務名

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

（2）業務内容

別紙 第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務実施要領及び同仕様書（以下それぞれ「実施要領」、「仕様書」という。）による。

（3）委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 契約上限額

12,826,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該プロポーザル公示日現在、由布市において、当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ本プロポーザル実施の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。

(4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された日から2年を経過しない者であること。

(5) 参加企業又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(6) 次に掲げる団体でないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である団体

②代表者又は役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）である団体

③団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体

(7) 過去において、本業務と同種又は類似の委託業務について、他の地方公共団体から直接受託した実績を有していること。

(8) 由布市内で業務進捗や業務内容等に関する打ち合わせが迅速かつ円滑に対応でき、緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

5. 実施スケジュール

No.	項目	期間等
1	参加募集開始	令和7年1月14日（火）から
2	質問書受付期限	令和7年1月21日（火）17時まで
3	質問書に対する回答	令和7年1月23日（木）
4	参加申込書提出期限	令和7年1月31日（金）17時まで

5	参加資格審査結果通知書兼 企画提案書等提出依頼書送付	令和7年2月5日（水）予定
6	企画提案書等提出期限	令和7年2月21日（金）17時まで
7	一次審査結果通知	令和7年2月28日（金）予定
8	二次審査プレゼンテーション	令和7年3月7日（金）予定
9	二次審査結果通知	令和7年3月12日（水）予定

6. 実施要領等の交付

（1）交付方法

由布市公式ホームページの当該プロポーザル公告ページからダウンロード

（2）交付期間

令和7年1月14日（火）～1月31日（金）17時まで

（3）交付資料

①実施要領

②仕様書

③様式（第1号～第7号）

7. 参加申込及び参加資格の審査

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に定めるところに従い、参加申込書（様式第2号）等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

提出期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。

（1）提出期限

令和7年1月31日（金）17時まで

（2）提出場所

由布市環境課（本庁舎 新館2階）

住所 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302

（3）提出書類

①参加申込書（様式第2号）

②会社概要書（様式第3号）

③業務実績書（様式第4号）

④業務実施体制調書（様式第5-1号、第5-2号）

⑤会社・法人の登記事項証明書（発行後3ヶ月を経過していない原本）

（4）提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等の送達確認ができる郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限る。

(5) 提出部数 各 1 部

(6) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した者について、提案資格を満たす者かを確認し、参加資格審査結果通知書兼企画依頼書等提出依頼書を令和 7 年 2 月 5 日（水）までに電子メールにて通知する。

(7) 辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 6 号）を令和 7 年 2 月 21 日（金）17 時までに提出すること。

8. その他

(1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。

(2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは由布市にて準備を行う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。

(3) 企画提案書は 1 事業者につき 1 案とする。

(4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する審査、説明、報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用や複写できるものとする。

(7) 提出された書類は、提出者の正当な利益が害されるおそれがあることから、提出者の許諾無しに情報公開等の開示をしない。

(8) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。

(9) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出したものは失格とする。

(10) 審査等の結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

(11) その他、プロポーザルに関する詳細な規定等は、実施要領、仕様書及び各様式を参照のこと。

9. 問い合わせ先

担当課 由布市環境課（担当 梅野）

住所 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原 3 0 2

電話 0 9 7 - 5 8 2 - 1 3 1 0

メール kankyo@city.yufu.lg.jp